

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市公民館サークル登録	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部公民館 電話番号 0476-27-5911	
個人情報ファイルの利用目的	社会教育活動を行う公民館サークルとして登録要件の審査、公民館使用手続きの簡略化、各種連絡、統計資料作成のため	
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5団体加入	
記録範囲	公民館利用者	
記録情報の収集方法	本人もしくは本人以外から提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市公民館使用計画書類	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部公民館 電話番号 0476-27-5911	
個人情報ファイルの利用目的	登録団体（サークル）以外の団体が公民館を使用する場合、若しくは登録団体（サークル）が事前に登録している内容以外で公民館を使用する場合の審査のため	
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5団体加入	
記録範囲	公民館利用者	
記録情報の収集方法	本人もしくは本人以外から提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	講座教室等開催事業	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部公民館 電話番号 0476-27-5911	
個人情報ファイルの利用目的	公民館で開催する講座教室等の開催、通知発送、統計資料作成のため	
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5生年月日、年齢	
記録範囲	公民館利用者	
記録情報の収集方法	本人から提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	外国人のための日本語教室事業	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部公民館 電話番号 0476-27-5911	
個人情報ファイルの利用目的	外国人のための日本語教室事業運営のため	
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4電話番号（講師）、5国籍	
記録範囲	公民館利用者	
記録情報の収集方法	本人から提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	公民館まつり参加団体一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部公民館 電話番号 0476-27-5911	
個人情報ファイルの利用目的	公民館まつり運営開催のため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4団体加入	
記録範囲	公民館利用者	
記録情報の収集方法	本人から提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	公民館認定団体登録	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部公民館 電話番号 0476-27-5911	
個人情報ファイルの利用目的	公民館で社会教育活動等を行う団体としての登録要件の審査、公民館使用手続きの簡略化、各種連絡のため	
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5生年月日、年齢	
記録範囲	公民館利用者	
記録情報の収集方法	本人以外から提出（団体の会員）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	講座一覧・講座実績	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育部公民館 電話番号 0476-27-5911	
個人情報ファイルの 利用目的	主要講座の一覧、講座実績資料作成のため	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3電話番号	
記 録 範 囲	公民館利用者（講師）	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人から提出	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		